

令和6年12月20日

鹿児島市長

下鶴隆央殿

令和7年度

予算編成に対する申し入れ

立憲・社民鹿児島市議会議員団

目 次

①	予算申し入れにあたって	1
②	重点項目について	2
③	総務局	9
④	企画財政局	11
⑤	危機管理局	12
⑥	市民局	13
⑦	環境局	15
⑧	健康福祉局	16
⑨	子ども未来局	18
⑩	産業局	19
⑪	観光交流局	21
⑫	建設局	22
⑬	教育委員会	25
⑭	消防局	28
⑮	交通局	29
⑯	水道局	30
⑰	市立病院	31
⑱	船舶局	32

予算申し入れにあたって

2024 年もロシアのウクライナ侵攻に加え、イスラエルのガザ攻撃など、国際秩序は未だ混迷を極め、平和な世の中を希求する中で、一層の努力が必要であることを痛感させられています。

また、国政に目を向ければ 2024 年 10 月 27 日に行われた衆議院選挙では、自民・公明の与党が、過半数割れしました。その背景には「政治と金」問題に加えて、円安物価高で苦しむ国民の怒りがあったという主張もあります。

本市においても、人口減少・少子高齢化の進行、ICTの進展、地球規模での環境問題の深刻化、様々な自然災害への対応に加え、物価高騰に苦しむ多くの市民がおられます。このように市政を取り巻く状況が厳しいことから、社会・経済の変化を的確に捉え、市民生活にできるだけ影響が出ないように、将来を見据え、持続的に発展させていく必要があります。

以上のような認識の下、これまでの、本会議や委員会等の質疑等や市民の皆さんからのご意見を踏まえて、各面から精査し、ここに、令和 7 年度の鹿児島市の予算編成にあたり、以下の項目について要求をまとめました。各面から十分に検討され新年度予算に反映されるよう要望いたします。

2024 年 12 月 20 日

立憲・社民 鹿児島市議会議員団

【要望全般の重点事項】

令和7年度の予算編成にあたっては、アフターコロナの経済・社会情勢の動向を見定め、市民福祉向上のための予算編成をすること。

【重点項目について】

申し入れる項目は、185項目となっています。この中から、緊急且つ優先的に実施する必要がある項目として、54を重点項目として取り上げています。

十分検討の上、特段の配慮をしていただきますようお願いいたします。

総 務 局

- (1)個人情報保護条例の改正に伴う諸課題については、個人情報を保護する観点で取り組むこと。
- (2)自治体DXの取り組みについては、費用対効果を踏まえ、市民の利便性向上と市政運営の効率化に努めるとともに、安易な人員削減は行わないこと。
- (3)職員の定年延長においては、2年に1回退職者がいないことにより、年度によって新規採用者数に偏りができることから、過員も含めて計画的に採用すること。
- (4)公益通報対応を実効的に機能させる為に、本制度の趣旨や概要を全職員に対し周知徹底するとともに、開かれた窓口を確保すること。

企 画 財 政 局

- (1)一般財源の確保がなされるよう、地方六団体を通じた取り組み等を続けること。併せて、市民本位の施策を基準に、計画性、透明性、効率性に配慮した財政運営を貫き、財政に関する情報公開、提供を徹底し、市民の理解をすすめる努力に取り組むこと。
- (2)「最低制限価格制度」や「総合評価方式入札」を更に進めるとともに、公共サービスの質の確保と公正労働基準および従事者の賃金水準を確保する、公契約条例を制定すること。

- (3)「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」にもとづき、地方創生に積極的に対応すること。尚、人口減少社会に対応する施策も、あわせて検討すること。
- (4)指定管理者制度は、公募しても1社のみなど、サービスの向上やコスト縮減という目的を果たしていないことから、直営に戻すことも含め検討し抜本的に見直す事。
- (5)持続可能な地域公共交通を維持するために、運転手の処遇改善等を含めた人員確保を国へ要望すること

危機管理局

- (1)川内原発1号機・2号機については即時停止を九州電力へ申し入れること。また、政府が示した次世代革新炉の開発・建設等については断固反対すること。
- (2)防災士の女性リーダーの育成や青少年の防災教育活動に積極的に取り組むこと。
- (3)全国各地で発生している長雨やゲリラ豪雨災害等を教訓に、土砂災害警戒区域の指定の促進及び住民への周知徹底を図ること。
- (4)米軍機オスプレーの墜落についての原因究明等、防衛省等から得られた情報の開示と、市民の安心・安全確保のためにも、米軍の飛行ルートの開示を明らかにすること。

市民局

- (1)国はマイナ免許証の運用を始めるにあたり、現行の免許証との併用を認めており、マイナ保険証も従来の保険証との併用を国に求めること。
- (2)市町村合併20年を踏まえ、合併により市民生活の向上がどのように図られたものか、どういう課題が残されているものかとの検証を行うとともに、支所機能については、人口減少に伴う新たな役割について検証すること。
- (3)パートナーシップ宣誓制度による利用サービスの拡充に取り組むこと。
- (4)市民意見の市政への反映をより充実させるために、パブリックコメントやワークショップ等、市民参画のあり方については抜本的に見直すこと。

- (5)地域の行政サービスの拠点となる各支所においては、行政サービスの向上や地域住民のニーズに速やかに対応できる人員確保を含めた体制づくりは勿論のこと、地域がかかえる諸課題に対し真摯に対応するとともに、地域住民との連携を図り、住民意見を汲み上げ、施策に反映するよう努めること。

環 境 局

- (1)第三次鹿児島市環境基本計画については、施策の目標と成果を指標等により把握し、市民と共有するなど、適切な進行管理に努めること。また、燃料費や光熱費の高騰を踏まえ、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進に努めること。
- (2)家庭ごみの減量化・資源化を一層推進して、家庭ごみの有料化は導入しないこと。食品ロスの観点から廃棄物処理については、発生・排出抑制による減量化、資源化、分別収集の徹底をさらに進めること。

健 康 福 祉 局

- (1)今後、新たな感染症の拡大が起きた場合、新型コロナウイルス感染症対策の経験を活かし、各局連携を図りながら迅速に万全の体制で臨むこと。

こ ども 未 来 局

- (1)放課後等デイサービスにおいて、虐待や、利用者に対し理不尽な行いをする経営者に対し厳しく指導を行うこと。また、利用者の意見を真摯に受け止め、安易な有料化を行わないこと。

産 業 局

- (1)人口減社会に対応する為にも、観光・交流の促進、地場産業の振興、企業誘致、労働環境の整備などを通じて、若者の雇用促進や女性の就業機会の拡大、高齢者の再就職の支援に取り組むこと。
- (2)令和6年度から始まる第4期中心市街地活性化基本計画に定めた目標達成に向け、各種事業を着実に推進すること。
- (3)鹿児島市第3期農林水産業振興プランを着実に推進するため、各種事業の進行管理を行い、目標達成に向けて的確に対応すること。

観 光 交 流 局

- (1)平川動物公園については、動物福祉の観点から各動物の環境改善を年次的に進めること。

建 設 局

- (1)河川の改修、特に新川改修の促進をはかり、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる「流域治水」を推進すること。また、その際には、主体である県との連携を図るとともに住民の理解と協力を得られるよう努めること。
- (2)現在、土地区画整理事業施行中の地区については、住民の理解と合意に努めるとともに、事業費の確保を図り、早期の完成を目指すこと。特に、要望のある田上地区については、土地区画整理事業の早期実施に向けて取り組むこと。
- (3)急傾斜地崩壊対策事業については、通常事業の予算の増額をはかり、未整備箇所の整備を推進すると共に、本市施工の急傾斜地崩壊対策事業の要件を緩和し、対象地域を拡大すること。

教 育 委 員 会

- (1)あってはならない児童・生徒の自死対策については、「命を大切にする」教育を始め、全ての教育活動を通じて行うとともに、外部識者を入れた検証会議を設置すること。
- (2)教育予算の増額について
- ①当初予算ベースで一般会計に占める教育予算の割合を 10%程度までに増額すること。
 - ②過大規模校の解消については、早急に行うとともに学校規模適正化・適正配置に基づく小規模校の統廃合は、保護者や地域住民への説明、対話を確実にし、慎重に判断すること。
 - ③施設等の整備・改修については、大規模改修の時期が年々遅れていることから、国へ早期整備・改修のための予算要求を行い、学校側の意見を踏まえ、計画的にすすめること。また、保健室へのトイレ・シャワー施設の整備を進めること。
 - ④施設等のバリアフリー化を計画的にすすめること。
- (3)いじめ・不登校対策について
- ①「いじめ」対策については、保護者・教職員等からの現状に対する情報収集等を行うと共にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携し、いじめの早期発見に努めること。また、いじめの訴えがあった際には、学校や保護者に対し具体的な支援対策を講じること。
 - ②児童・生徒の心の悩みや相談等に対しては、スクールカウンセラー等の人選と適正な配置を進め、教職員とともに十分対応できるような体制を確立すること。また、不登校や緊急避難の児童生徒のための居場所づくりや学校復帰のための支援を行うフレンドシップ支援事業・フレンドルームの開設については人材の確保も含め拡充すること。
 - ③「子どもの権利条約」を踏まえ、子どもたちが安心して生活できる学校へと変革すること。
 - ④子どもたちにむきあう時間を確保するために、教職員の多忙化の解消や、学校の働き方改革の推進の観点から教職員定数増を国・県へ強く要求すること。
- (4)教職員が児童生徒一人ひとりと向き合うことができる教育環境の整備とともに、市教育委員会「教師の勤務時間の上限に関する指針」、2022年に終了した「鹿児島市立学校における業務改善アクションプラン」を踏まえ、教職員の多忙化の解消と超過勤務の大幅削減に努めること。

消 防 局

- (1) 桜島の大爆発に備えた消防の役割の重要性に鑑み、具体的な備えを検討し、必要な予算措置をすること。特に、台風や豪雨災害などとの複合災害に備えること。
- (2) 市立病院とも連携して、早急にドクターカーの本格運用をすること。

交 通 局

- (1) 鹿児島市交通事業経営計画に基づき、計画の目標達成に向けて各施策を着実に推進するとともに、持続可能な事業運営が図られるよう、自動車運送事業における路線の競合解消に向けて、関係事業者と個別・具体的な協議を早急に進めること。
- (2) 女性職員が働きやすい職場環境を整備すること。

水 道 局

- (1) 「鹿児島市上下水道事業経営計画」に基づき、優先度・重要性を考慮した施策を展開すること。
- (2) 大規模災害発生に備えて施設・設備の重点的な更新を図るとともに、被災地派遣を通して課題整理を行い、日常の訓練を強化すること。
- (3) 料金部門の包括外部委託については、効果と課題について十分検証すること。

市 立 病 院

- (1) 「第2期鹿児島市病院事業経営計画」に基づき、計画の目標達成に向けて各種施策を着実に推進するとともに、一層のサービスの向上と健全経営に努めること。
- (2) 感染症対策については、県と連携すること。

- (3) 医師や看護師等、すべての職種の欠員の解消に努めるとともに、地域医療機関の機能分化や連携などを進めるにあたり、患者に十分に説明し理解を得ること。
- (4) 時間外勤務については、コンプライアンスを徹底し、働く意欲を失しないよう取り組むこと。
- (5) ドクターヘリ運航については、運行実績の検証結果を活かし、格納庫の設置を含め更なる救急医療体制の充実をめざし、効果的な運用を行うこと。また、ドクターカーについては早急に救急医を確保し、本格運用を行うこと。

船 舶 局

- (1) 「鹿児島市船舶事業経営計画」に基づき、計画の目標達成に向けて各施策を着実に推進するとともに、持続可能な事業運営が図られるよう、更なる増収対策に積極的に取り組むこと。
- (2) 地元企業を PR するための広告などを含めた増収対策に積極的に取り組むこと。

総 務 局

- (1) 平和都市宣言・非核宣言自治体協議会会員としての取り組みを引き続き充実させること。戦争体験等の継承と平和施策の充実のために、常時平和資料展示室を設置すること。
- (2) 本市の国際交流施策については、姉妹・友好都市、アジア諸国、パートナーシップ協定を締結したストラスブール市との交流については、青少年の参加支援をより強化し促進に努めること。また、国際社会に貢献する国際交流財団、県、関係機関と連携しながら、進めること。
- (3) 国際人材の育成や国際相互理解をより一層深めるため、ハンディキャップのある方や小学生等、一人では留学が難しい人の国際交流の機会を確保するため、国際交流オンライン事業を復活し拡大させること。
- (4) 市税の広報と相談に努め、引き続き公正・公平な取り組みを強化すること。
- (5) 第二次市職員子育て支援行動計画の目標指標の達成を着実にすること。特に、育児休業取得率、時間外勤務時間の指標達成を確実にする職場環境の整備をすすめること。また、職員への効果的な啓発を工夫し、子育てしやすい職場の環境づくりを醸成すること。
- (6) 長時間労働による健康被害を予防する観点から、職員が心身ともに健康に働ける職場環境の整備を引き続きすすめること。特に、日頃の健康管理、年休取得しやすい職場環境整備、勤務時間の適切な管理により時間外勤務の縮減対策を強化すること。
- (7) 職員研修は、ニーズに合った適宜適切な内容となるよう職員からのフィードバックを重視し、検討すること。
- (8) 組織の再編は、市民ニーズへの迅速・的確な対応となるよう引き続き進めること。
- (9) マイナンバーカード取得については、任意によるものであることを周知徹底し市民、職員やその家族への強制はしないこと

- (10) 情報セキュリティについては、CIO 補佐官の効果的な活用と外部の専門機関等との連携を強化すること。また、職員のセキュリティ研修を計画的にすすめること。
- (11) 個人情報の漏えい等の事案が増加していることから、個人の責任ではなく組織全体でシステム上の防止対策を徹底すること。
- (12) 船員など、半年以上の長期にわたり本市を離れる方の市民税を減免すること。
- (13) 職員のメンタルヘルス対策のために、毎年行われるストレスチェックにおいて高ストレスと判断された職員に対しては、医師や専門家の相談を、必ず受けさせるよう体制を整備すること。またその際には、相談を受けやすい職場環境づくりや、復職しやすい環境づくりに努めること。
- (14) ふるさと納税制度は、制度本来の趣旨を踏まえ、引き続き充実を図ること。
- (15) 会計年度任用職員数が増加傾向にあることから、同一価値労働、同一賃金の観点から処遇改善を図ること。
- (16) 本市施設の予約システム拡充についてはオンライン運用の実績や市民の声を踏まえた改善を図り、一層の利便性向上に努めること

企画財政局

- (1) 公共交通不便地対策は、既存の「あいばす」や「乗り合いタクシー」を安全に運用するとともに、AIオンデマンド交通の実証実験や地域懇話会で共有した利用者のニーズに応えるものとなるようネットワークの再構築を図ること。
- (2) 第二次鹿児島市公共交通ビジョンについては、目標達成状況等の分析を通して、適時施策の見直し・推進を図ること。
- (3) 6大学との包括連携協定を活かし、若者の声が反映される施策を推進すること。
- (4) 第2期かごしま連携中枢都市圏の各種施策の着実な推進を図ること。
- (5) 随意契約が多数散見されることから、契約の適正化について引き続き指導を行うこと。
- (6) 鹿児島市官民連携プラットフォームは民間業者の検証や課題抽出をしっかりと協議し、試行段階の結果を反映させること。
- (7) 指定管理者制度については、他都市で導入している「賃金水準スライド制度」等、想定外の物価高騰や賃上げなど、雇用労働環境の変化を反映させる仕組みを導入すること。

危機機管理局

- (1) 防犯灯設置は、LED照明への切り替えニーズへの的確な対応をするとともに、電気料金の市の直接支払いをするため、九電との協議を早期に進めること。また、特設防犯灯や暗がりチェック補助金等の町内会等への周知を引き続き取り組み、申請の簡素化を行うこと。
- (2) 自主防災組織は、組織率の向上と活動の活性化を引き続きすすめ、「自主防災組織の手引き」をより実践的なものに改善するとともに、「避難所運営マニュアル」についても多様な手法で周知広報を行うこと。
- (3) 登下校中の児童の事故防止に努めるとともに、スクールゾーン委員会等からの寄せられた要望等については、所管部署と随時連絡を取り合い、早期の対応と、本市全体の児童生徒、保護者を含め、スクールゾーン委員会等に回答をすること。
- (4) 中学生以下の自転車用ヘルメット購入にあたっては、交通安全や普及促進のためにも補助制度を検討すること。
- (5) デジタル防災 IP 無線は、多額の費用が掛かるにも関わらず、災害時に聞こえない等の市民の声が出ており、今後は費用対効果を含めて代替案や廃止の検討を行うこと。
- (6) 高齢者等の運転免許自主返納支援制度については、サポート事業所(店舗)や優遇制度を更に拡充すること。
- (7) 気象庁に対して、新たな緊急速報メールの配信を引き続き、要望すること。

市民局

- (1) 地域コミュニティに関しては以下のことに取り組むこと
 - ① 町内会と地域コミュニティ協議会への支援を引き続きすすめるとともに、町内会加入率の低下が年々進む現状に対し、宅建事業者や開発業者への更なる働きかけや町内会加入促進モデル事業の実施結果を踏まえ、効果的な支援策を強化すること。
 - ② 他都市の取り組み状況を調査・研究し本市の施策へ反映すると共に、本市職員の町内会加入の促進と活動への参加など引き続き取り組むこと。
 - ③ 町内会加入申込プラットフォームの周知と利用及び利便性の促進を引き続きすすめ、ホームページのひな型頒布を含めた町内会活動のデジタル化への支援をすること。
 - ④ 町内会や地域コミュニティ協議会の運営について、透明性を確保するよう要請すること。
- (2) 「鹿児島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」については、通知後の異議申し立てなど窓口を含めて引き続き十分に周知すること。
- (3) 国民健康保険税特別会計は、県と市の権限と責任を明確にするとともに、市民の負担を減らすため、県国民健康保険財政安定化基金の活用を年度間調整に関わらず活用するよう引き続き県へ強く要請すること。
- (4) 人権教育・啓発の推進については、懇話会を有効に活用し、それぞれの人権課題の実効ある解決に向けた取り組みを引き続き行うこと。また、あとを絶たない部落差別に対しては、人権・同和教育の一層の充実を図ること。また、鹿児島市パートナーシップ宣誓制度については、市民への周知を徹底すること。
- (5) 第三次鹿児島市男女共同参画計画に基づいて、諸施策の遂行に努めるとともに、とりわけDVに対してはハード・ソフト両面の対策を講じること。
また、本市の職員の管理職への女性の登用を促進するとともに、自治会長や消防団員に占める割合を高めること。
- (6) 担い手不足により、郷土芸能が途絶えている状況があることから、鹿児島市

文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術活動に触れる機会の創出、伝統芸能等の保存や継承、さらには、各種文化芸術に関する情報発信の強化に努めること。

環 境 局

- (1) 地球温暖化対策は、ゼロカーボンシティかごしま推進計画の削減目標の達成に努めること、また、各種事業などを通じ、市民への地球温暖化対策への理解促進と積極的に行動する機運醸成を押し進めること。
- (2) 共同墓地の環境整備は、市営墓地と同様の扱いをめざし、引き続き助成制度の充実をはかり、同制度の管理組合へのさらなる周知と助成制度の拡充に努めること。さらには、生前予約ができるようにすること。
- (3) 剪定枝の家庭内処理は、家庭ごみ減量化に有効であることから、粉碎機を全ての支所に置くなど市民が利用しやすくすること。
- (4) まごころ収集については、要件を緩和し、対象を拡大すること。
- (5) ヤンバルトサカヤステのまん延防止については、発生地域だけでなく、町内会等や他部局との連携を図り、一体となった効果的な駆除等を行うこと。また、効果的な駆除の情報収集や研究に努め市民へ周知徹底を図ること。
- (6) カラス対策事業の効果を検証し、早急に全市的な展開を図ること。
- (7) 売電から蓄電の動きが加速するなか、本市としても個人や事業者への蓄電池を含む太陽光発電システムの助成制度の拡充を図ること。
- (8) 食品ロス対策については、生ごみの排出やゴミの減量及び再資源化について、詳細な実態調査を行い実効的な施策を講じること。
- (9) 再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消や省エネルギー、蓄電技術の向上などで地域の活性化を図ること。

健康福祉局

- (1) 介護保険制度については、以下の点について改善に取り組むこと。
 - ① 総合支援事業は、更に透明性を確保し市民が利用しやすい制度とすること。
 - ② 特別養護老人ホームの量的な整備と拡充を図り引き続き待機者を解消すること。
 - ③ 介護サービス従事者の処遇改善については、指導監査を通じて、処遇改善加算の職員の通知等について、引き続き進めること。
 - ④ 在宅医療と介護の連携に係るICTを活用した情報共有を図ること。
- (2) 地域福祉館は、指定管理者による運営で年々充実してきているが、駐車スペースが少ないなど、利活用に課題もあることから、駐車場対策を進めること。
- (3) 障がい者の地域生活を推進するため、基幹相談支援センターの更なる拡充と地域における障がい者の生活を支える障がい福祉サービスの充実を、引き続き進めること。
- (4) ケースワーカー、査察指導委員の人材育成を進めること。また、生活保護制度見直しにともなう扶養義務の強化等が生活保護からの排除にならないように努めること。
- (5) 生活・就労支援センターかごしまは、開設時間の見直しを含め、ニーズに合った体制にする事。尚、就労・学習、引きこもり支援などの自立に関する相談に対し、更なる庁内外の連携を進めること。
- (6) 制定した避難所運営マニュアル及び福祉避難所運営マニュアルが有効に機能するように関係機関への周知広報を徹底するとともに、スフィア基準についても考慮すること。
- (7) 原発事故に備え希望する市民には、安定ヨウ素剤を事前配布すること。
- (8) 犬猫の飼養者に対する適正飼養の啓発を引き続き行うとともに、観光地猫活動の対象地域の拡大や地域猫に対する不妊去勢手術費補助金の拡充により、野良猫対策をさらに強化すること。

- (9) 「鹿児島市健康づくりパートナー登録制度」については、さらなる登録事業所の増に取組み、働く世代の健康づくりを推進すること。

こども未来局

- (1) 児童クラブについては、子育て支援の重要な施策の一つであることから市民のニーズに適切に対応する事。合わせて支援員の資格取得を急ぎ、賃金労働条件の改善を図ること。また、待機児童の解消を図り、老朽化した施設についても早急に改善すること。
- (2) こどもと女性の相談室は、その機能を高め、DV対策やひとり親家庭の貧困対策を更に強化すること。そのため、人権、プライバシーを確保できる居住環境と人的体制の整備、関係諸団体との連携を強化し、相談員の研修と処遇改善を引き続き行うこと。
- (3) 幼児教育を充実するために、私立幼稚園協会を通じての各園に補助している補助金を引き上げること。
- (4) 認可外保育所への補助を更に拡充するとともに、保育士確保については、保育士・保育所支援センターが活用できるようにすること。
- (5) 保育士の確保と質の向上については、潜在保育士の確保や研修等の充実のための支援を拡充するとともに、保育士の離職者を防ぐため、処遇改善を含めた施策を充実させること。
- (6) 病児・病後児保育事業については施設の拡充を図ること。
- (7) 週一回の一時あずかり等、子育て短期支援事業の拡充を検討すること。
- (8) キンダーカウンセラーの導入を検討すること。
- (9) ヤングケアラーについては、実情に合わせ、相談員の量と質の向上に取組み、適切な福祉サービスにヤングケアラーをつなぐコーディネーターを配置すること。
- (10) 5歳児健康診査の導入にあたっては、保育所や幼稚園等の職員に対しアンケートを行い、意見を取り入れた上で、検討を早期に行い方針を決定すること。また、関係部局と連携し、情報共有を行うこと。

産 業 局

(1) 第2期鹿児島市商工業振興プランの着実な実行を図るため

- ① 新産業創出は、食、環境、健康など成長分野への思い切った支援を行い、産学官連携体制についても、具体的な取り組みをさらに強化すること。特に食分野においては、6次産業化や農商工連携を推進すること。
- ② 本市経済の中核をなす商業・サービス業を支援するため、ICT活用支援など具体的な取組みを引き続き推進すること。
- ③ 市外企業の誘致や地元企業の増設等による企業立地を戦略的に進めながら、雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、体制の強化を図るなど積極的に取り組むこと。
- ④ 中小企業の経営の安定・強化を図るため、融資制度については引き続き金融機関等と連携して利用促進を図ること。

(2) 本市としての雇用対策の推進を図るため

- ① 介護、福祉、建設、農林水産業などの現場では、低賃金や厳しい労働条件にあることから、国の雇用管理改善等による各種助成金を活用しながら、改善を働きかけること。
- ② 障がい者雇用促進法に基づき、法の趣旨の周知徹底を図ると同時に、法定雇用率達成に努めること、また、生活・就労支援センターかごしまの機能充実を図ること。

(3) 鹿児島市農林水産業振興プランを推進するため

- ① 農地流動化など農地の有効活用による生産意欲を發揮できる営農への取組みを推進するとともに、担い手育成に努めること。
- ② 農産物の価格安定への独自の施策を強化すること。
- ③ 環境保全型農業への一層の取組みをすすめ、有機農業への支援を充実すること。また、同農家を支援するため、学校給食への提供に向け、関係機関に働きかけること。

- ④ 食料安定の観点から農業者戸別所得補償制度の復活を含めての農家の所得補償を国へ求めること。
- ⑤ 都市農業センターは、農業技術の拠点施設としてさらに充実をはかり、健康ニーズに応える品目の栽培技術に取り組むこと。また、産学官連携による研究、実証の取組を引き続き強化すること。
- ⑥ 農作業の省力化や高品質生産を実現するために、スマート農業の支援に取り組むとともに、都市農業センターをスマート農業推進の拠点とするため機能を拡充すること。
- ⑦ 農業技師が意欲をもって営農指導にあたるため、諸環境を充実すること。
- ⑧ 被害が拡大している鳥獣被害については、鹿児島市鳥獣被害防止計画に基づき、国や県、関係団体と引き続き連携して、広域的な対策を強化・充実すること。また、捕獲従事者の担い手育成の取組を拡充すること。
- ⑨ 桜島の降灰などに対して、防災営農に一層取り組むこと。
- ⑩ 森林経営管理法の施行に伴う森林の状況把握に取り組むとともに、鹿児島市森林整備計画に基づき、適正な間伐による森林資源の活用や、林道等の生産基盤の整備を図るとともに、森林環境譲与税等を活用した実効ある経営管理対策に取り組むこと。
- ⑪ 錦江湾の特性を活かした水産業の振興に引き続き取り組むこと。
- ⑫ キオビエダシヤク駆除は、広範囲に実施することで効果が高まることから、地域の実情を把握したうえで、噴霧器の設置数を増やすとともに、貸し出しについて市民への周知を引き続き図ること。

観光交流局

- (1) 新幹線を軸に、北九州市・福岡市・熊本市との4都市連携を更に進め、東アジア圏の誘客対策を強化すること。
- (2) 姉妹・友好・兄弟都市はもとより、松本市・札幌市と結んだ文化や観光を中心とした交流協定を活かし、都市間交流を推進し、国内外へ本市の魅力を情報発信すること。また、松本市を含めた新たな航空便路線の開設に向けた取組を行うこと。
- (3) コンベンションや各種イベントなど、MICE誘致を引き続き取組むこと。
- (4) プロスポーツなどの合宿誘致などを通して、さらなる観光振興に引き続き取り組むこと。
- (5) 地域スポーツクラブについては、必要性について市民へ広く啓発するとともに、担い手育成に取り組むなど、抜本的な見直しを行うこと。
- (6) 本市グリーンツーリズムの拠点である観光農業公園の利用促進を図るとともに、農村地域の活性化につなげること。
- (7) 北ふ頭への外国船入港は、中心市街地への回遊性が高いことから、CIQ業務（税関、出入国管理、検疫）施設を備えたターミナルを整備するよう県へ要請すること。
- (8) 冬のイベントとしての「みなと大通り公園イルミネーション」や「天文館ミリオネーション」との連続性を持たせるため、鹿児島中央駅までの県道21号線沿いのイルミネーション化を検討すること。
- (9) インバウンドが回復傾向にあることから、中心市街地に大型バスの駐車場を早急に確保すること。
- (10) 桜島と錦江湾の素晴らしさを国内外へ伝えるため、再度霧島エリアを含めた世界ジオパークの認定を目指すとともに、桜島の観光振興を具体的に進めること。
- (11) 明治日本の産業革命遺産 2025年に10年を迎えるため記念するイベントを行うこと。

建設局

- (1) 東西幹線道路については、整備区間の早期完成を図ること。また、高麗通線以東の調査区間については、整備区間化し、事業化されるよう国、県への要請を行うこと。
- (2) 国道10号鹿児島北バイパスについては、早期整備を図るよう引き続き国に要請を行うこと。
- (3) 幹線道路整備事業第八次計画については、今日の地方を取り巻く財政環境が非常に厳しい状況であるが、市民生活の向上、また、安全で活気に満ちた社会、経済、生活の実現に直結する事業であることから、財源の確保につとめ、計画的かつ着実な道路整備を推進すること。
- (4) 武武岡線の早期全線開通に努めること。
- (5) 「第二次かごしま都市マスタープラン」や「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」に基づくまちづくりを推進するために、実効ある具体的施策を講じること。さらに、施策を進めるにあたっては、地域住民や関係各課との連携を密にし、地域の特性を活かしたまちづくりを協力・協働して進めること。
- (6) 市街化調整区域のまちづくりについては、「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」によって建築された地域での生活に支障がないよう、道路、水路等の計画的なインフラ整備を急ぐこと。
- (7) 景観計画、景観条例の運用にあたっては、市民や事業者へ制度内容を十分に周知し、理解と協力を得ること。更に、景観形成重点地区については、市民に分かりやすい表示板等の整備をすること。
- (8) 市域内の港湾区域を含む海岸線については、桜島や錦江湾の自然景観や観光資源などの地域特性を十分に活かし、背後地との一体的な土地利用を促進すると共に、市民や観光客などが海とふれあい、憩い、散策できる交流空間となるように整備すること。

- (9) 地域住民に身近な街区公園等の整備については、引き続き計画段階から住民参加型の公園づくりに取り組み、老朽化したトイレや遊具などについても、引き続き計画的な改修に取り組むこと。また、維持管理については、地域コミュニティ公園管理事業の活用なども含め充実させること。
- (10) 平成22年度から着手している地籍調査については、本格的な事業推進のために組織の充実を図り、市街化調整区域等を含めた事業の拡充を図ること。
- (11) 地球温暖化対策としての屋上緑化、壁面緑化をさらに推進するために、助成金制度等の周知を行い、利用促進を図ること。その際は、生物多様性に鑑み、在来種を使用した緑化を指導すること。
- (12) 交通安全の観点から視距改良や側溝整備、交通安全施設の整備を進めるとともに、歩道のバリアフリー化等の整備拡充を引き続き図ること。また、本市が管理する道路、トンネルや橋りょうについては、長寿命化を図り、本市の道路網の安全性・信頼性を確保するよう努めること。
- (13) ふれあいスポーツランドのアクセス道路については、交通量の分散を図るため、南側からの乗り入れ道路の整備を検討すること。
- (14) 県道整備については、鹿児島蒲生線や永吉入佐線などの早期整備を県に対し要望すること。
- (15) 未登記道路の早期解消と公有地と私有地の境界の整備を図ること。
- (16) 電線類の地中化は、防災、都市景観の向上、狭隘道路の拡幅、都市機能の向上から、全市的に計画を策定し、事業を進めること。
- (17) 市民の住宅ニーズにこたえる市営住宅は、市街地における職住近接、高層化、バリアフリー化、高齢化、子育て世代への配慮など市民ニーズの多様化に対応した建て替えを引き続き進めること。
- (18) 市営住宅の管理運営については、指定管理者と連携し、管理業務の効率化や市民サービスの向上及び経費縮減が図られるよう取り組むとともに、管理業務へのモニタリングを充実させること。
- (19) 市営住宅の駐車場管理については、費用の用途を明確にし、市民に周知させること。

- (20) 河川の役割が再評価されている中、甲突川・新川・永田川等の河川改修において、市民が親しみやすい「多自然川づくり」の手法を取り入れたさらなる整備を県に要望すること。
- (21) 建設工事など、技術職員の設計・積算能力などの技術能力の研鑽、向上に取り組むこと。
- (22) 空き家等の適正管理については、法及び条例に基づき、所有者に対し助言や指導を行うこと。また、所有者が不明で、道路等に屋根材や壁面が落下するなど危険な場合においては、速やかな応急危険回避措置を講じ、市民の安全の確保に努めること
- (23) 市道沿いの草木の伐採については、歩行者やドライバーの安全確保を図るため、十分な予算を確保すること

教育委員会

(1) 学びの保障について

- ① 児童生徒にたのしく分かりやすい授業ができるように、教材研究の時間の確保ができる環境整備を引き続き行うこと。
- ② 土曜授業の実施については課題などを把握するためのアンケート調査を実施するとともに、通常の授業や教職員の業務の負担にならないよう配慮すること。また、子どもたちの休養する権利も保障すること。
- ③ 国・県・市が行っている学力調査等については、児童生徒の負担軽減を行うとともに、回数の削減等、更なる見直しを図ること。また、あくまでも学力調査であり、点数を競う目的でないことから、授業や宿題による過度な事前練習は行わないこと。

(2) 学校給食について

- ① 給食業務のセンター化については慎重に進めること。また、更なる民間委託等を行わないこと。
- ② 給食費の公会計制度の導入については、先進事例を踏まえ、導入をすすめること。また、導入に際しては、職場の多忙化につながらないようにすすめること。
- ③ 給食費の納入方法については保護者の利便性向上に努めること。
- ④ 食育教育を推進するために、栄養教諭の配置を促進すること。
- ⑤ 除去食等食物アレルギー対策については、万全を期すること。
- ⑥ 給食用食器更新を早急に行うこと。
- ⑦ 学校給食への「はし」は公費の導入を行うこと。

(3) インクルーシブ教育の推進について

- ① 発達障害を有する児童生徒が増加傾向にあることから、要望がある全ての小中学校に特別支援教育支援員を複数配置すること。
- ② 小中学校へのエレベーター設置を年次的に行うなど、障がい種に応じた対応ができるように校舎のバリアフリー化の早期完了をめざすこと。
- ③ 全教職員によるインクルーシブ教育の体制ができるように研修や指導を充実すること。

- (4) 保護者の教育費負担の細かな実態調査を定期的を実施し、その結果を踏まえ負担軽減策を講じること。
- (5) 就学援助費については、生活保護費の受給切り下げに伴う援助費削減は行わないこと。また、部活動に係る費用などの支給費目を拡充すること。
- (6) 給付型奨学金制度の早期導入など本市の奨学金制度の拡充を行うこと。
- (7) 学校図書館における司書については、一定期間を以って雇止めをおこなわないこと。また、司書も学校運営を担う一員であることから、管理職や教職員等との情報連携を図るよう指導すること。
- (8) 校務支援員については、全学校への配置をすすめ、配置するにあたっては、職務を明確にするとともに各学校で教職員への理解をはかること。
- (9) 鹿児島市立美術館については、市民に親しまれ市民に開かれた美術館となるために市民意見をさらに取り入れた経営・運営を行うこと。また、収蔵美術品の可能な限りの常設展示、市民ニーズの的確な把握を踏まえた企画展等を充実し、来館者増のための施策を講じること。さらには、講演会や学芸員によるギャラリートークの充実や観賞指導等美術講座のさらなる充実を図ること。
- (10) 天文館図書館については、市民の教育の振興と文化の発展及び中心市街地にぎわい創出につながるよう、指定管理者に対し、利用者ニーズに的確に対応するよう指導すること。また、指定管理者のモニタリングに関しては徹底すること。市立図書館については、専門書籍のデータベース化など市民のニーズや時代性を踏まえたサービスの検討を図ること。
- (11) 部活動の地域移行については、教職員の多忙化対策の一環として早急に具体的対応をすること。
- (12) 部活動の大会参加に対する保護者の負担を軽減すること。
- (13) 教育現場での ICT 活用をサポートするために、ICT 支援員の増員や研修などにより教員の ICT 活用スキルの向上を図ること。また、子供たちへの情報モラル教育の充実と情報漏えい等へのセキュリティ対策には万全を期するとともに、破損した機器については適切に交換すること。ICT 活用にあたっては、子ども

たちの健康面への影響について検証をし、あくまでもツールとしての使用とすること。

- (14) 学校施設の空調設備等に対しては、各種感染症対策を考慮した機器に変更するとともに適切に維持管理し、故障等のトラブルが発生した際には早急な対応を行うこと。また、特別教室への空調設備等の設置を早急に完了すること。
- (15) 屋内運動場については熱中症対策や災害時の避難所となることから空調設備を整備すること
- (16) 教職員のストレスチェックを確実に受診させること。また、高ストレスと判断された者は、医師などの専門家の指導を受けさせること。また、集団分析を確実に行うこと。
- (17) 不登校対策の一つとして教育機会確保法において定められた「不登校特例校」については、設置について検討すること。また、民間のフリースクール等への支援を検討すること。
- (18) 生涯学習については、多様化する市民ニーズを的確に把握し、内容の充実を図ること。
- (19) 文化財については、民間保有の文化財の把握に努めるとともに、災害から保護する手段についても検討すること。また、市指定文化財の補助制度については、早急に導入すること。
- (20) はたちの集いには、対象者となる参加者が全員座って入れる規模の施設を使うこと。

消 防 局

- (1) 雑居ビルの検査・指導に引き続き務めること。
- (2) 火災発生に備えて、耐震性を有する防火水槽の設置を進めること。
- (3) 超高層ビルについては、他都市を含め消防体制を調査検討すること。更には、高層ビルの防火体制の指導を徹底すること。
- (4) 消防団員の確保とそのための環境整備を進めるとともに、職域消防の充実や女性及び学生の任用についても引き続き努力すること。
- (5) 女性分団員に配慮した施設改修を図ること。
- (6) 安心ネットワーク119は災害時における市民の有効な情報収集手段であることから、市民への周知・広報を強めること。
- (7) 住宅用火災警報器は、更新等についての広報啓発を強めること。
- (8) 応急手当Web講習を利用した団体向けの普通救命講習を企業・団体や町内会へも広報啓発すること。
- (9) 市民への救急車の適正利用を促すとともに、県へ「救急安心センター」の設置を引き続き要望すること。また、認定している患者等搬送事業者の利用は、緊急性のない救急出場の緩和につながることから、市民への周知・広報に努めること。

交 通 局

- (1) 電車やバスのラッピング広告、電停などの広告の営業を引き続き強化するとともに、新規広告媒体の導入を引き続き検討すること。
- (2) 利用者の利便性の向上を図るため、引き続き電停やバス停への上屋やベンチを設置及び老朽施設の更新を行うとともに、車椅子の利用できない電停の解消に取り組むこと。
- (3) 職員のワークライフバランスを図るための環境整備を進めるとともに、SAS（睡眠時無呼吸症候群）をはじめ職員の健康管理に一層留意すること。
- (4) 電車・バス両事業における車内転倒事故を含む事故防止の観点から、要因分析を徹底し事故ゼロを目指し対策を講じること。

水道局

- (1) 上水道利用の減少傾向であるが、引き続き老朽施設の改善など、必要な施設改善を急ぐこと。
- (2) 公共下水道は、処理区域の拡大と、区域内の未設置区域の早期着工を引き続き進めること。これらの設備拡大に伴う人員を確保すること。
- (3) 工事発注は、発注時期の平準化と、下請等の適正価格の確保に引き続き取り組むこと。
- (4) 業務の民間委託は、市民サービスの低下を招かぬよう慎重にすると同時に、技術水準の維持・継承のための人材育成を進めること。
- (5) 職員のワークライフバランスを図るための環境整備をすすめ、啓発を行うこと。
- (6) 水源涵養策、河川浄化策など、引き続き充実を図ること。
- (7) 上下水道の未収金対策として、クレジットカードの使用について検討し、市滞納整理課との連携など、きめ細かな取り組みを行うこと。

市立病院

- (1) ジェネリック医薬品（後発医薬品）を引き続き積極的に処方すること。
- (2) 病院の院内託児所については、希望するすべての職員に利用を拡充すること。
- (3) 研修医制度については、これまでの研修内容をさらに充実させ、引き続き医師確保につなげること。
- (4) 医療事故・院内感染対策には引き続き万全を期すること。
- (5) 職員のワークライフバランスを図るための環境整備をすすめ、啓発を行うこと。
- (6) 職員間のハラスメント対策として、院外の専門家による第三者機関を設置し調査すること。

船舶局

- (1) 増収増益を図るため桜島側での定期的なイベント開催、親水施設や魅力ある遊歩道整備等について市長部局と協議し具体策を講じること。
- (2) 利用者拡大のため、県内外の旅行業者を直接訪問するなど、営業活動を強化すること。
- (3) 船舶の安全、快適な運航について、引き続き努力すること。
- (4) 鹿児島港側のターミナルの乗り場については、フェリー3階への乗降を可能とするよう、引き続き県へ要請すること。
- (5) 職員のワークライフバランスを図るための環境整備をすすめ、職場におけるメンタルヘルス対策を講じるなど、職員の健康管理に一層留意すること。
- (6) フェリー利用者が乗船前に出航時間を把握できるよう、ターミナル壁面や歩道橋側面に電光掲示板を設置すること。
- (7) 桜島側の障がい者用駐車場をターミナル近くに移設すること。